

所管部課	まちづくり部 都市づくり課	部長	田辺 康弘		
件名	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則を廃止する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業については、平成31年3月1日付で換地処分の公告を行い、令和4年9月6日付で清算金の徴収及び交付事務が完了し、令和5年第1回市議会定例会において、立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例が議決されたことから、本規則を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本規則を廃止する。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了に関する手続きが完了する。 ・全ての保留地の処分が完了しているため、本規則廃止による市民等への影響はない。 					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年2月22日、令和5年第1回市議会定例会において「立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例」について、議決済み。</p> <p>※文書課審査済み</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。